

2026 年 9 月 11 日

No. EID_003

米国 Affiliates Rule と 中国の輸出管理措置の停止期間終了に向けた実務対応【後編】 ——質問票・契約・取引判断のガバナンス

2026 年 11 月 10 日を見据えた取引審査体制の整備

執筆者：弁護士 落合孝文／弁護士 大門由佳

本稿は 2026 年 9 月 11 日現在の情報に基づいています。米中双方の措置については、停止期間の延長、内容の修正その他の変更が行われる可能性がありますので、実際の取引判断にあたっては最新の法令および当局の公表資料をご確認ください。

本稿は、中国に関係する取引および米国輸出管理規則（EAR）の適用を受け得る取引に関与する日本企業を主な読者として想定しています。もっとも、米中いずれか一方の規制のみが問題となる場合であっても、それぞれの規制に応じた情報基盤の整備や本稿で述べるガバナンスの考え方は参考となります。

本稿の構成（前編・後編）

前編（2026 年 9 月 7 日公開）

- 1 はじめに
- 2 現在の規制状況の整理
- 3 米国側の準備事項
- 4 中国側の準備事項
- 5 準備の重心となる二つの情報基盤

後編（本号）

- 6 実務対応のポイント
- 7 過度な対応を避けるための留意点
- 8 停止期間の終了に向けた体制の設計
- 9 おわりに

本稿の要点

- 準備にあたっては、データの整備と取引制限の発動を区別して進めることが重要です。データの収集、質問票の改訂および判定ルール設計には現時点から着手する一方、停止中の措置が将来適用される可能性だけを理由とする自動的な取引の保留等については、規制内容が確定した段階で発動できるよう、あらかじめ仕組みを整えておくことが考えられます。
- 契約面では、締結時点の表明保証にとどまらず、所有構造、部材・原産地、製造工程、最終需要者・最終用途に重要な変更が生じた場合の継続的な通知義務を設けることが重要です。あわせて、必要な情報を取得できない場合に、追加調査を行い、必要に応じて履行を保留できる権利を確保しておくことも実務上のポイントとなります。
- 法令上求められていない範囲で中国に関係する取引を先行して縮小または中断する場合には、その態様や影響の程度によっては、中国の産業チェーン・サプライチェーン安全制度との関係も検討する必要が生じ得ます。もっとも、取引の縮小または中断のみをもって直ちに調査の対象となるものではありません。
- 停止期間の終了に際しては、双方の延長、一方のみの変更、現行に近い形での適用、内容の修正、および満了前の変更という複数の場合が考えられます。いずれの場合にも耐える設計上の原則は、基礎データの層と判定ルールの層とを分離しておくことです。あわせて、規制内容が確定していない局面において、個別の取引について誰が判断し、どのような根拠を記録するかをあらかじめ定めておくことも重要です。

前編（2026年9月7日公開）では、米国 Affiliates Rule への対応については取引先の所有構造に関する情報が、中国側の措置への対応については製品・技術の来歴と最終需要者・最終用途に関する情報が、それぞれ準備の重心となることを説明しました。後編では、これらの情報を質問票、契約、取引審査および社内の意思決定にどのように落とし込むかを検討します。

6 実務対応のポイント

前編で述べた準備の方向性を2026年11月までの具体的な作業に落とし込むと、次の(1)から(7)のとおりです。実務上は、(1)から(4)までのうち、外部（サプライヤー・顧客等）から取得する必要がある情報の確認を先行させ、その余をこれと並行して進めることが現実的と考えられます。

(1) 取引先の所有構造情報の棚卸し

取引先について、リスクに応じた優先順位を付けつつ、直接・間接の所有者、それぞれの所有割合および中間所有者を含む所有の連鎖（ownership chain）をどこまで把握することができているか

を確認し、情報の欠落箇所を特定します。あわせて、資本関係の変更を把握する手段（変更の通知、定期的な確認等）の有無を点検します。

(2) BOM・原産情報の取得可能性の確認

自社製品について、サプライヤーから何次（tier）まで部材構成および原産の情報を遡ることができるか、価値割合の算定に必要な情報が存在するか、中国原産の対象物項の候補を識別することができるかを確認します。

(3) 技術来歴（technology provenance）の確認

製造工程において利用している技術の出所、およびサプライヤーのみが保有する工程情報の所在を確認します。この作業は調達部門のみでは完結せず、設計・生産技術部門の関与が不可欠です。

(4) 最終用途・最終需要者情報の取得フローの確認

顧客からの用途申告の取得状況、販売店・商社を経由する取引における最終需要者の把握可能性、および軍事、先端半導体、AI 関連等の要注意用途を識別する仕組みを点検します。

(5) 質問票および契約の改訂

質問先によって必要となる情報は異なります。サプライヤー向けの質問票では、所有構造、部材構成・原産地、規制対象品目の含有、技術来歴および変更時の通知を中心とすることが考えられます。中国側の措置との関係では、公告 61 号（前編 4(1)参照）の適用が開始または再開された場合に、供給網の上流からコンプライアンス告知書を受領し、必要に応じて下流へ伝達することができる体制があるか、また、その前提となる原産・含有情報を現時点で取得することができるかも確認事項になります。顧客向けの質問票では、所有構造、最終需要者、最終用途、再輸出・移転先および用途変更時の通知を中心とすることが考えられます。

契約面では、情報提供義務、表明保証、規制変更時の協力義務等を検討することになります。もっとも、この分野では、契約締結時点の表明保証のみでは足りません。所有構造、部材・原産地、製造工程、最終需要者・最終用途等に重要な変更が生じた場合の継続的な通知義務と、必要な情報が得られない場合の追加調査、出荷または履行の保留等の権利を、契約上どこまで確保するかが実務上のポイントになると考えられます。

あわせて、回答が拒否された場合または回答が得られない場合の社内ルール、すなわち追加調査、契約上の表明への依拠、保守的なリスク分類、法務・輸出管理部門への引上げ、必要に応じた取引の保留といった対応をあらかじめ定めておきます。もっとも、回答が得られない場合に自動的に取引を禁止するという一般的な取扱いを設けることは適切ではなく、規制リスクの内容および程度、

情報の信頼性、追加調査の可能性等を踏まえた段階的な対応を定めることが適切と考えられます。

(6) 過去の取引に関するレビューの要否の検討

前編 2(3)で述べたとおり、停止前に措置が実際に適用されていた期間について、具体的な事情によっては当時の取引の確認が必要になり得ます。まずは、当該期間に対象となり得た取引の有無を把握しておくことが考えられます。

(7) データの整備と取引制限の発動とを区別すること

実務上の結論として重要と考えられるのは、この点です。現時点で行うべきは、データの収集、質問票の改訂、所有構造・部材構成・来歴の整理、判定ルールの設計および引上げ手続の整備です。他方で、現在停止中の措置が将来適用される可能性のみを理由とする新たな自動的な取引の保留、許可申請のトリガー、サプライヤーの排除、取引の停止といった措置については、最終的な規制の内容を確認した段階で発動することができるよう設計しておくことが考えられます。もとより、現行の規制、既存のレッドフラグ、OFAC の規制等に基づき現時点で必要となる措置は、これとは別であり、直ちに講じる必要があります。

7 過度な対応を避けるための留意点

6(7)に関連して、留意点を一つ補足します。停止中の措置が将来適用される可能性を理由として、中国に関係する取引を先行して縮小または中断するという対応を検討することも考えられます。もっとも、そのような対応のうち、法令上求められていない範囲については、その態様や影響によって、中国の産業チェーン・サプライチェーン安全制度との関係も検討する必要が生じ得ます。

2026 年 3 月 31 日に公布・施行された「産業チェーン・サプライチェーン安全に関する規定」

（国务院令第 834 号）第 15 条は、外国の組織・個人が正常な市場取引の原則に違反して中国の公民・組織との正常な取引を中断し、中国の公民・組織に対して差別的な措置を講じ、またはその他の行為を実施し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的な損害を生じさせ、または実質的な損害のおそれを生じさせた場合について、国务院の関係部門が産業チェーン・サプライチェーン安全調査を行う権限を有する旨を定めています。同条によれば、調査の結果に応じて、中国に関係する輸出入活動の禁止・制限、中国国内における投資の禁止・制限、中国国内の組織・個人との取引・協力等の禁止・制限、関係者および交通運輸手段等の入国の禁止・制限、中国国内における就労・滞在・居留資格の取消し・制限等の措置を採ることができ、これらの措置は、当該外国の組織・個人が実際に支配し、または設立・運営に関与する組織にも適用され得るものとされています。同規定に基づく調査の手続を定める「産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁

法」は、商務部公告 2026 年第 24 号として 2026 年 6 月 22 日に公布され、公布の日から施行されています。¹

あわせて、同弁法は、調査開始の端緒が当局による職権上の判断に限られないことも定めています。中国国内の法人・組織等は、外国の措置または行為により産業チェーン・サプライチェーンの安全が損なわれ、または損なわれるおそれがあると考えられる場合には、証拠、報告等の書面資料を商務部に提出することができます（省・自治区・直轄市等の商務主管部門を経由する経路も定められています）。このため、取引を縮小された中国側の取引先等から、調査開始の端緒となる資料が提出され得る仕組みである点にも留意が必要です。もっとも、取引の縮小または中断のみをもって直ちに調査の対象となるものではなく、正常な市場取引の原則に違反するといえるか、および中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的な損害またはそのおそれを生じさせたといえるかが、個別に問題となります（前掲注 1）。

もとより、自社の取引に適用される米国法上必要とされる対応を行わないという選択肢はありません。しかし、規制の内容が確定していない段階において、法令上求められていない範囲まで先行して取引を縮小することは、中国側の制度のもとで別の評価を受ける可能性があります。米国法上の要求に基づく対応と、その範囲を超える自主的な取引の縮小とを区別したうえで、後者については、その必要性および根拠を記録しつつ慎重に判断することが適切と考えられます。

¹ 「国务院关于产业链供应链安全的规定」（国务院令第 834 号。2026 年 3 月 31 日公布、公布の日から施行）第 15 条。措置の内容および適用範囲は、同条第 3 項が定める。司法部責任者による同規定に関する説明（2026 年 4 月）も参照。同説明は、第 14 条が外国の国家・地域・国際組織による差別的な禁止・制限等の措置を、第 15 条が外国の組織・個人による市場取引の場面における行為をそれぞれ対象とするものであることを述べたうえ、第 15 条に基づく措置が当該外国の組織・個人が実際に支配し、または設立・運営に関与する組織にも適用され得る旨を明らかにしている。なお、同規定に基づく調査の手続を定める「产业链供应链安全调查工作办法」は、商務部公告 2026 年第 24 号として 2026 年 6 月 22 日に公布され、公布の日から施行された。同弁法第 18 条は、第 834 号令第 15 条に対応する措置の内容を定めている。同弁法第 5 条は、中国国内の法人・組織等が、外国の国家・地域・組織・個人または国際組織の措置または行為により産業チェーン・サプライチェーンの安全が損なわれ、または損なわれるおそれがあり、調査を開始する必要があると考える場合に、証拠、報告等の書面資料を商務部に提出することができる旨を定め、第 6 条は省・自治区・直轄市および計画単列市等の商務主管部門を経由する提出経路を定める。第 7 条は、商務部が実際の状況に応じて立案を決定し、立案公告を発布する旨を定める。また、第 834 号令第 15 条には第 2 項が置かれ、調査の方法（当事者への質問、関係文書・資料の閲覧または複製等）、当事者の調査協力義務、および調査期間中の陳述・申弁の機会が定められている。

8 停止期間の終了に向けた体制の設計

最後に、2026 年 11 月に生じ得る事態を場合分けし、いずれの場合であっても準備を無駄にしないための設計を確認します。

第一に、米中双方が停止を延長する場合です。この場合、今回の停止対象措置に対応する判定ルールの発動は見送られますが、整備したデータ基盤が無駄になるわけではありません。所有構造および来歴の情報は、その後の規制展開においても活用することができます。

第二に、いずれか一方のみが延長または変更を行う場合です。米中を一体の「11 月 10 日ルール」としてシステムに作り込んでいた場合には、その対応が最も難しくなります。米国側への対応と中国側への対応は、別個のルールとして設計しておく必要があります。

第三に、現行の内容に近い形で適用が開始または再開される場合です。データが揃っていれば、準備しておいた判定ルールを接続し、短期間で審査の体制を稼働させることができます。

第四に、停止は終了するものの、ルールそのものが修正される場合です。米国側について、BIS は Affiliates Rule に寄せられたパブリックコメントを停止規則においては検討せず、今後の規則制定において考慮するとしており、現行の内容がそのまま固定される保証はありません。中国側についても、内容が修正され、または実施細則を伴って適用されることが考えられます。現行法令の細部をシステムに固定的に組み込んでいた場合には、その対応が困難になります。

第五に、米国側の停止 (stay) が満了前に変更される場合です。米国側の停止は規則により 2026 年 11 月 9 日までと定められており、これを満了前に終了させ、または変更するには、新たな規則が必要になります。もっとも、EAR の改正については、ECRA 第 1762 条 (50 U.S.C. §4821) により、行政手続法 (APA) 上の事前の規則案の公告、意見提出の機会および発効日の猶予が原則として適用されません²。BIS が停止期間の満了前に規則を変更する場合には、その公表から発効までの期間が短くなる可能性があります。また、本件の停止は米中の経済貿易協議を背景とするものですので、協議の状況も監視の対象になります。準備の完了目標は、11 月より前に設定しておくことが安全と考えられます。

これらの場合分けから導かれる設計上の原則は一つです。基礎データの層と判定ルールの層とを分離しておくことです。基礎データは規制の細部が変わっても引き続き活用することができますが、

² 50 U.S.C. §4821(a) (ECRA 上の機能について、行政手続法 (APA) 5 U.S.C. §§551、553 から 559 まで、および 701 から 706 までの適用を除外する。例外は 50 U.S.C. §4819(c)(2)および§4843(c))。90 FR 50857 もこれを前提とする。なお、同条(c)は、大統領が EAR の改正案について、その趣旨および理由の説明を付して、上院銀行住宅都市問題委員会および下院外交委員会にあらかじめ通知すべき旨を定める。

判定ルールは変わり得ます。変わり得る部分を差し替えることができるようにしておけば、いずれの場合にも対応することができます。

監視体制の実装としては、対外的には Federal Register および BIS（規則、FAQ、ガイダンス）ならびに商務部・海関総署（公告、実施細則）を一次情報源とし、社内では輸出管理・貿易コンプライアンス部門を監視の一次的な担当部署、法務部門を解釈上の判断の引上げ先、調達・営業・IT 部門を実装の担当と定めることが一例として考えられます。

また、規制の内容が確定していない段階においては、データおよび判定ルールの整備に加えて、個別の取引について継続、保留または追加調査のいずれを行うかを誰が判断し、その判断をどのレベルまで引き上げるのかをあらかじめ定めておくことも重要です。特に、法令の適用関係が一義的でない場面においては、把握していた事実、採用した法的解釈、実施した追加調査の内容および最終的な判断の理由を記録しておくことが、後日、判断の合理性を説明するための基礎となります。

9 おわりに

2026 年 11 月を前に企業に求められるのは、同月 10 日に何が起きるかを正確に予測することではなく、延長、修正、適用の開始または再開のいずれが生じた場合であっても、自社の取引への影響を短期間で判断できる体制を整えることであると考えられます。

そのためには、取引先の所有構造を可視化する情報基盤と、製品、原産、技術、最終用途および最終需要者を追跡する情報基盤を整備し、取引レベルの判断において両者を結び付けられるようにしておくことが重要です。仮に停止措置が延長されたとしても、整備した情報基盤が無駄になるものではありません。今後も続くと考えられる米中の輸出管理の変動に対する自社の対応力を支えるものとなるためです。

執筆者

弁護士 落合孝文（シニアパートナー、第二東京弁護士会）

Email: takafumi.ochiai@aplai.jp

弁護士 大門由佳（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: yuka.daimon@aplai.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 Emerging Industries チーム

Email: cpg_emergingindustries@aplai.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2
丁目 12-1 天神ビル 10 階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

